

平成十七年十月

郵便送金業務に関する約定の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	1 約定の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	2 約定締結の意義	一
3	3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	一
二	二 約定の内容	一
1	1 序	二
2	2 郵便為替	二
3	3 郵便振替	二
4	4 決済用口座、月次計算書、調査請求及び責任	二
5	5 電子回線網	二
6	6 雑則	二
7	7 最終規定	二
三	三 主要変更点	二
1	1 郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関等の国際事務局への通報	二
2	2 郵便為替及び郵便振替ごとの規定の整理	三
3	3 電子的手段による送金	三

4	郵便保証小切手及びポストネットに関する規定の削除	三
---	--------------------------	---

四	約定の実施のための国内措置	三
---	---------------	---

(参 考)		四
-------	--	---

一 概説

1 約定の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）においては、郵便送金の分野における制度を規律する文書として、郵便為替業務を規律する約定、郵便小切手業務を規律する約定、代金引換郵便物に関する業務を規律する約定等が作成されてきたが、平成十一年（千九百九十九年）に郵便送金業務に関する約定（以下「約定」という。）が、これらの国際郵便送金に関するすべての業務を規律する目的でこれらの約定に代わるべき新たな文書として作成された。

(2) 経緯

現行の約定は、平成十一年（千九百九十九年）に北京で開催された第二十二回大会議において作成され、平成十三年（二千一年）一月一日に効力を生じたものであるが、昨年九月十五日からブカレストで開催された第二十三回大会議において、国際郵便送金業務につき見直しが行われた結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が同大会議の最終日の十月五日に採択された。

2 約定締結の意義

この約定は、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものである。我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この約定を締結することにより、この約定の対象となっている業務のうち他の締約国との間で合意するものを、この約定の規定に従って実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この約定は、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の約定は効力を失うこととなっているので、国際郵便送金業務を引き続き円滑に行うためには、本年十二月三十一日までにこの約定を締結する必要がある。

二 約定の内容

この約定は、前文、本文二十三箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 序（第一章）

この約定の目的及び対象となる業務形態について規定している。

2 郵便為替（第二章）

業務形態の定義、郵便為替に係る指図の受付の条件、振出しの際に徴収する料金、指図の関係郵政庁間における交換方式等について規定している。

3 郵便振替（第三章）

業務形態の定義、郵便振替に係る指図の受付の条件、振出しの際に徴収する料金、指図の関係郵政庁間における交換方式等について規定している。

4 決済用口座、月次計算書、調査請求及び責任（第四章）

郵便送金に係る関係郵政庁間の決済の方式、調査請求、関係郵政庁の責任等について規定している。

5 電子回線網（第五章）

電子的手段による送金のための一般的な規則について規定している。

6 雑則（第六章）

外国に郵便振替口座を開設するための申込み等が行われる場合の援助の提供等について規定している。

7 最終規定（第七章）

この約定に明文の定めのない事項については、万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件、この約定の効力発生等について規定している。

三 主要変更点

1 郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関等の国際事務局への通報

加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において

連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報することとなった（第一条）。

2 郵便為替及び郵便振替ごとの規定の整理

郵便為替及び郵便振替のそれぞれに係る規定を個別に設けた（第二条から第十七条まで）。

3 電子的手段による送金

指図の関係郵政庁の間における交換方式については、国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる旨規定した（第六条、第十四条及び第二十一条）。

4 郵便保証小切手及びポストネットに関する規定の削除

従来の約定において定められていた郵便保証小切手及びポストネットに関する規定が削除された。

四 約定の実施のための国内措置

この約定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成十六年十月五日 プカレストにおいて作成
- 2 効力発生 平成十八年一月一日
- 3 署名国 百三十箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ(*)、ニカラグア、ナイジェリア、北朝鮮(*)、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、セネガル、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(*)、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

- 4 締約国 平成十七年九月二十一日現在 一箇国
ソマリア